

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月26日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

山下ふ頭船舶給水事務所空調機修繕
山下ふ頭の船舶給水事務所の空調不具合に対して修繕を行う。

2 履行（納品）場所

中区山下町279番地

3 契約日

令和8年2月4日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月31日まで

5 契約金額

3,850,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

都筑区牛久保西1-24-41 ヴィンテージビル2階
ケイズエーアイエム株式会社 代表取締役 菊地 昌幸

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

山下ふ頭船舶給水事務所に設置されている空調機に不具合が生じ、空調機が利用できないことにより、入居店社従業員の労働環境が著しく悪化し、健康状態に影響を与えているため、緊急に修繕を行うものです。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の管工事（空調）に登録のある市内中小業者にヒアリングを行い、機器類の手配が可能であり、且つ工事に必要な建設機械、資材及び労力等の迅速な確保が可能な企業を選定しました。

9 所管課

港湾局建設保全部維持保全課